

単品スライド条項の（参考）実施フロー

No	発注者	受注者	参考 様式	備考
1	スライド条項の適用について監督員と協議 (静岡県単品スライド条項運用マニュアル参照)			単品スライドの請求に必要な資料の整理。
2	実勢価格の整理	単品スライドの請求 (工期末の2か月以上前に請求)	1 1-1	概算計算書と納品書、請求書、領収書等を添付
3	スライド額協議開始日 (工期末の45日以内)の通知	請求から7日以内に通知	2	<p>■下記について監督員と要協議</p> <p>1. 対象となる主要な工事材料</p> <p>2. 品目の整理</p>
4	・1%の判定 ・スライド額算出	請負代金額変更請求 額計算書等の提出	3 3-1 3-2 3-3	添付資料と提出資料について、監督員と協議。
5	精算数量の確定			協議開始日までに、単品スライド分を除く精算数量の確定
6	スライド額協議開始日		4	監督員は、スライド額を算定し、原則的に14日以内に協議を終了する。
7	スライド額の算定		5 5-1	適宜監督員へ追加の資料を提出。
8	スライド額の決定		6	スライド額を含むすべての変更契約の協議
9	スライド額を含む変更契約		6-1	全ての変更契約を終了する。
10	工期末			工期内に工事の完了と書類の提出を行う。

※様式は静岡県運用マニュアルの様式を参考様式とする。

※運用マニュアルは適宜改定されるため、最新の情報に注意すること。